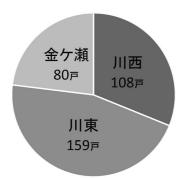
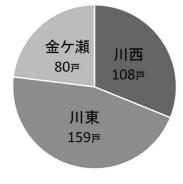
わがまちの空き家調査結果 ~ 347 戸~

わが町の空き家と思われる戸数(3区分)







査は、 調査は目視によるものです。 いし、また、平成27年は民間業者家と思われる家屋の調査をお願 ました。平成26年度に行度と平成27年度の2か年 に委託したものです。 本町の空き家調査は、 行政区長に行政区内の いず 平 -実施し -実施し れも、 空き

す。また、れる数は、 っ。また、その内18戸の建物が危いる数は、347戸となっていまその結果、本町の空き家と思わ

> 定空き家に該当するのではない険、衛生上問題などと思われる特 かと考えています。

やすく、また、火災の心配や防犯が住まなくなった空き家は、傷みれることが多くなりました。人住んでいない空き家が見受けら

議会の議決を受け制定しました。 理に関する条例」を平成27年9月に を行う「大河原町空き家等の適正管 な空き家に対する指導や勧告など 有者の責務の明確化や相当に危険

(町長、 委員 9

弁護士、

土地家屋調査

空き家等情報・

調査

ても、

まちを歩くと何年間も誰も

題になっています。本町においローズアップされ、大きな社会問

近年、

全国的に空き家問題がク

管理を行うことを目的に、町や所としても空き家の対策及び適正な

対策を総合的かつ計画的に実施す ることを目的に計画を策定する。

本町における空き家等に関する

◆空き家等対策計画 (条例第7条)

◆空き家等対策協議会(条例第∞条)

わがまちの空き家実態と適正管理

上の問題、

さらに敷地内の木や草4た、火災の心配や防犯

が伸び放題となり、

私たちの生活

【空き家等】

建物や附属する工

◆空き家等の定義(条例第2条)

役割

建築士、

民間代表者など)

所有者等の確認

①空き家等対策計画の策定に関

し意見を述べること。

「特定空き家」

認定・

立入調査

であることから、国においても、平空き家問題が全国的な政策課題

条例の制定

とを目的に、実態調査や空き家など 皆さんの住環境の整備に努めるこ

適正管理等に関する様々な施策

展開を図ります

景観を損なっている状態、その他管理が行われていないことでのとなるおそれのある状態、適正なとなるおそれのある状態、適正なとなるおそれのある状態がある状態がある状態がある状態がある状態がある状態がある。

を促す助言又は指導。

命令

0)

所有者に対し適正な自己管理

いても空き家対策について町民のこのような状況から、本町にお

態)

であるもの及びその敷地。

③行政代執行につ

いて意見を述

「特定空き家」認定と代執行までのフロー

助言・指導

所有者が助言や勧告等に同意し「改善」される状況もある。

勧告

べること。

など

【特定空き家等】

空き家等のう

◆法的措置(条例第18条~第21条)

助言又は指導」

特定空き家等

が考えられます

環境に大きな影響を及ぼすこと

にわたって使用されてい

な い状

②特定空き家等の認定基準の審

成27年5月26日から全面施行され 関する特別措置法」が公布され、 成26年11月に「空家等対策の推進に

平

◆所有者の責任 (条例第3条) あると認められる空き家など。 周辺の生活環境保全に不適切で

「命令」

勧告等に応じない

場合

代執行

い場合に必要な措置を勧告する。

助言事項等が改善されな

は、

勧告に係る措置を命ずる。

この法律を受け、

任において適切な管理に努める。

空き家等の所有者は、

自らの責

ができる。

行政代執行法に基づき代執行

「代執行」

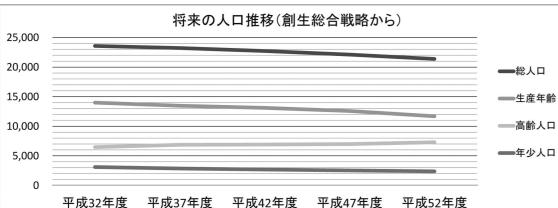
命令に従わない場合

データベース管理に努めているや所在地確認からの所有者等のづき、現地での確認(写真撮影) ところです。 これらの調査結果に基 (写真撮影) るる 0

平成28年8月9日に **対策協議会**

況や今後の空き家等の対策に係催し、本町における空き家等の状河原町空き家等対策協議会」を開 河原町空き家等対策協議会」平成28年8月9日に第2回 について協議を行いました。 る基本方針と空き家等対策計

◎少子高齢時代を迎え◎



平成32年度 平成37年度 ついては、 策を検討する方針です。 制」などを骨格に、今後様 最終的段階の勧告・命令等 が出来るような「支援」、 今後の具体的な空き家対策に

平成42年度

行っています。

平成47年度

に加え、

対策と考えます。

また、

です。一 責務はもちろんのこと、 このことは正に

対策の骨格

見込まれます

一方で、高齢者人口は人口や生産年齢人口

高齢者人口は上昇すると

平成32年以降の人

口が減少する八口推移は、公

る総

りの視点ホ 空き家対策は、 。このことは正に゛まちづく一体となる取り組みが必要はもちろんのこと、住民と行き家対策は、所有者の責任と であり、 住民参加型の

家バンク制度の検討なども現在 空き家の利活用など空き 適正管理

「支援」、そして空き家の利活用 々な対規 ●この記事についての問い合わせ先▶総務課消防防災係 ☎ 0224-53-2111

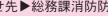










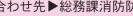




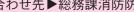












広報紙等でお知らせ致